（　非公募　）

山口市民会館指定管理者候補者審査結果

１　施設の名称　　山口市民会館

２　指定の期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日

３　指定管理者候補者特定団体名
　公益財団法人山口市文化振興財団
　理事長　中野　勉
　山口市中園町７番７号

４　団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
　本法人は、山口市における文化の振興を図るため、企画事業を実施するとともに、市民の自主的かつ創造的な文化活動を支援促進し、もって個性豊かな地域社会の形成と市民生活の向上に寄与することを目的として設立されている。
　この目的を達成するため、市民の文化振興に関する事業の企画実施、市民の文化活動の育成及び支援、文化振興に関する調査研究、文化に関する情報の収集及び提供、文化施設の管理運営などの事業を行っている。

５　非公募施設とした理由
　山口市民会館は、市民文化の向上及び福祉の増進を目的に、公益性の高い事業実施することで、市民による文化活動の支援及び市民文化の底上げに寄与している。
　これまで市民ニーズを把握し、質の高い多様な文化芸術の鑑賞機会を提供してきたが、令和３年７月に山口市産業交流拠点施設ＫＤＤＩ維新ホールの供用開始がされた中、本市の文化政策の方向性を踏まえ、今後より一層、市民の文化活動の創造・発表の場として利用しやすく、幅広い世代が多種多様な文化に触れる機会を提供する施設となることが求められている。
　また、ハード面では開館５０年を迎え、老朽化が進む中で、随時の修繕に対応しながら運営している状況である。利用制限が伴うトラブルが発生した場合、事業計画やサービス提供に影響を与えるため、運営上のリスクを抱えているが、財団は市の出資団体で平時から密に連携しており非常時にも迅速に対応することが可能である。
　さらに、財団は山口情報芸術センター及び中原中也記念館の指定管理者でもあり、３館の連携による運営上の効果、財団情報誌「ａｎｙ」を活用した効果的な広報活動の展開も期待できるため、引き続き、非公募により財団を指定管理者候補者とすることが適切であると判断した。

６　審査の経過

仕様書の決定	令和８年６月２６日（金）
指定申請提出期間	令和８年９月１日(火)～令和８年９月２４日(木)
選定委員会によるヒアリング及び審査	令和８年１０月１日（木）

７　審査の方法
（１）選定委員会委員
　河村　元博　　交流創造部長（委員長）

朝水　宗彦　　山口大学経済学部教授
入江　幸江　　山口文化協会会長
藤村　伸一　　交流創造部次長
渡辺　千絵　　山口市交流創造部参事兼文化交流課長

（２）提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

（３）特定団体ヒアリング

特定団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。

実施日　令和８年１０月１日（木）
場　所　山口市役所３階　会議室３０６

（４）審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙１〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の６割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

８　選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	（公財）山口市文化振興財団
施設利用者の公平性・平等性の確保	１０	５	５０	３６
施設の効用の最大限の発揮	３５	５	１７５	１１９
管理運営費の縮減	１５	５	７５	４７
施設管理を安定して行う人的、財政的基盤	２５	５	１２５	７８
市の施策への貢献度	１５	５	７５	５７
総　　計	１００	５	５００	３３７
基 準 点	－	－	３００	

９　審査意見

地元に密着した息の長い運営がなされており、長年にわたる管理運営実績を有していることから、今後も安定した施設管理が期待できる点を高く評価できます。

また、山口市民会館の特徴を生かした事業展開に取り組もうとする姿勢や、工夫を凝らしながら自主事業の展開に努めている点が評価できます。地域団体との連携にも取り組んでおり、今後は、提案書に記載された受託事業に加え、より幅広い自主事業が展開されることを期待します。

以上、総合的に判断して、公益財団法人山口市文化振興財団は山口市民会館の特定団体とし

て必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。